

「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令」についての意見・情報の募集についての主な御意見の内容とそれに対する回答

○ 主な御意見の内容及びそれに対する回答

	御意見の概要	御意見についての回答
1	日本の農林漁業を守るために、農林漁業振興等施設の所有者の条件として日本国籍を有する個人又は内資の企業に限定するべき。	<p>本政令についても、都市計画法の特例の対象となる施設として、市街化を促進するおそれがないものの要件を規定するものであることから、施設の所有者の条件として、日本国籍を有する個人等に限定する規定を措置することは困難です。</p> <p>なお、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき、活性化計画を作成いただくに当たっては、どのような者が事業の実施主体となるかについても、協議会の仕組みを活用しつつ地域において話し合っていたきながら、地域の土地利用を検討していただくことも重要であると考えております。</p> <p>このため、農林漁業振興等施設の整備の実施主体についても、本政令の規定にかかわらず、地域の実情を踏まえ、地域での話し合いを踏まえて検討いただくこととなります。</p>

※ このほか、政策面から外国籍を有する者への土地の売買について幅広く御意見を頂戴しました。

本意見公募の対象は、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第五条第十一項の農林漁業振興等施設を定める政令」の規定に関するものであるため、政策に関するこれらの御意見は、貴重な御意見として参考とさせていただきます。